

動物愛護センターにおける猫の譲渡の傾向について

長野県動物愛護センター ○岡野美鈴 藤森令司 宮入美帆 浦野絵梨
橋井真実 小平 満 松澤淑美

1 はじめに

動物愛護センター（以下、「センター」という。）では、県保健所（以下、「保健所」という。）で収容した猫の一部を保健所から引継ぎ、不妊・去勢手術、ワクチン接種、病気の検査、マイクロチップの装着を行い県民に有償で譲渡をしている。近年、保健所から引継ぐ猫の状況が変化し、それに伴いセンターにおける猫の引継ぎ体制を更新したため、その概要をまとめ、今後の課題を検討する。

2 長野県における猫の収容頭数の推移

保健所における猫の引き取りや負傷動物の収容頭数の推移は図1のとおりである。平成24年に動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）の改正が行われたことにより、飼い主の終生飼養の責務が明文化され、保健所は 飼い主からの安易な引取りの申し出を拒否できるようになった背景もあり、過去10年間で保健所の猫の収容頭数は成猫、子猫共に7割ほど減少した。

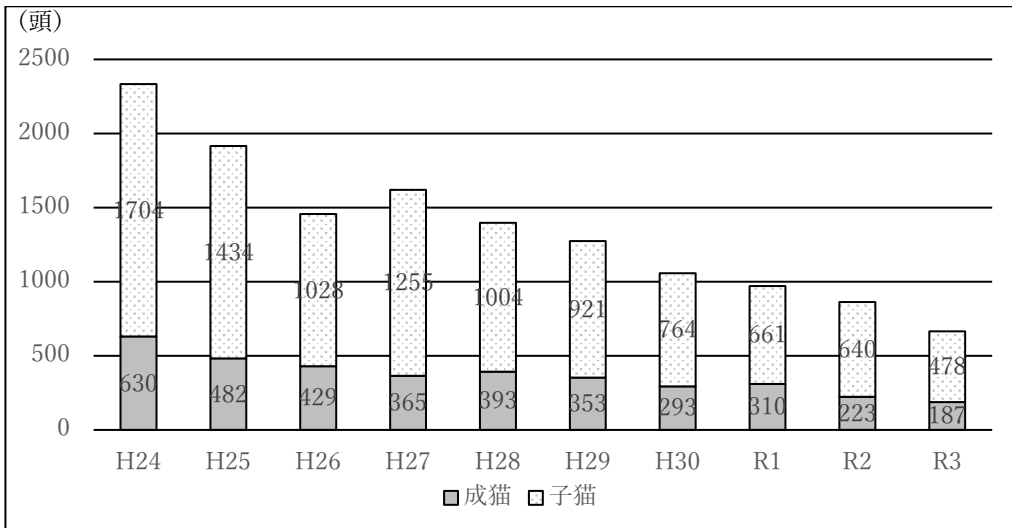


図1 保健所への猫の収容頭数の推移（過去10年間）

3 長野県における猫の譲渡頭数の変化

保健所に収容された猫のうち、譲渡適性があると判断した猫については保健所やセンターから新たな飼い主に譲渡している。保健所における猫の譲渡率の推移は図2のとおりである。平成24年の動物愛護管理法の改正には保健所で引き取った犬や猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定も明文化されており、保健所等の努力により猫の譲渡率は過去10年間で大幅に増加しているが、子猫の譲渡率については平成28年以降は高止まりしている。また、成猫の譲渡率は令和3年度で57.2%と子猫に比べると低い。

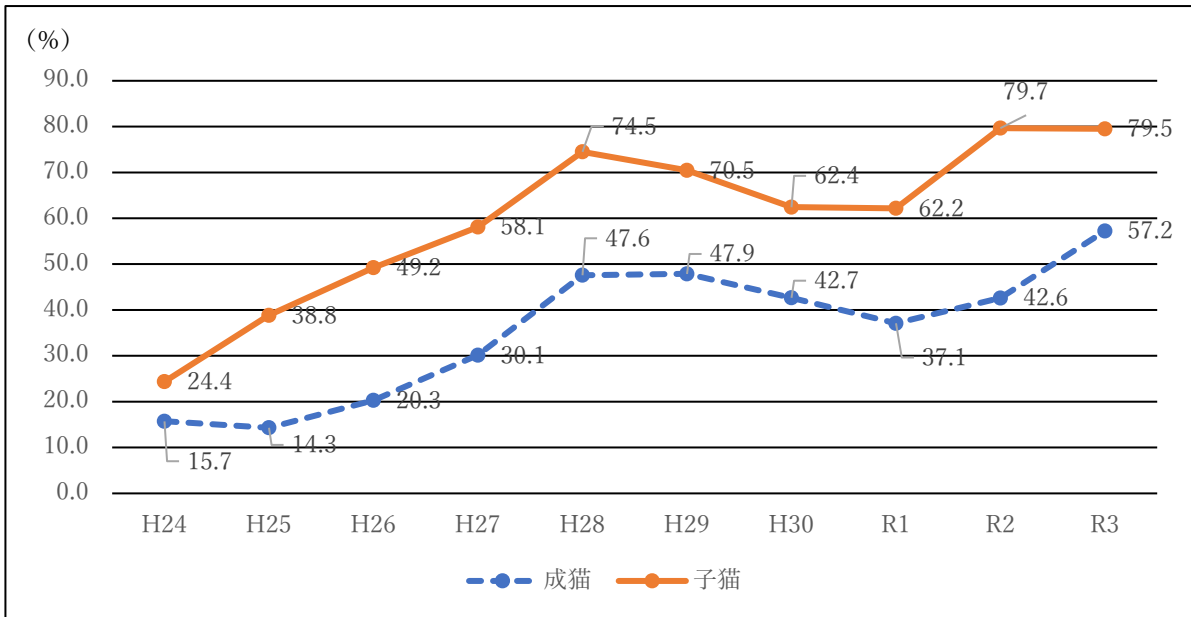


図2 保健所の猫の譲渡率の推移

4 センターにおける猫の引継ぎの変化

保健所からセンターに引継いだ猫の頭数の推移は図3のとおりである。

従前の引継ぎ体制では、保健所からセンターへ猫の引継ぎの要望があった際にセンターの飼養設備に空きがあれば随時、受け入れていた。しかし、保健所において猫の収容頭数が増え、引継ぎを希望する時期は重なるため、全所の要望は叶えられず、所によって引継ぎ頭数に偏りがあった。また、令和2年度に引継ぎ頭数が激減した。これらをふまえ、保健所からの引継ぎ体制を改めてルール化し、令和3年度より新ルールの運用を開始した。

センターにおいて一度に収容できる猫の飼養設備は、子猫では最大40頭、成猫では最大10頭分のため、各保健所ごとに「子猫4頭」又は「子猫2頭と成猫1頭」を、保健所が希望する際にセンターに引継げる体制とした。また、センターの猫の収容状況を共有サーバーで保健所と情報共有した。引継ぎ体制の変更後は子猫の引継ぎ頭数は減少したが、成猫の引継ぎ頭数が増加した。

子猫の引継ぎ頭数が減少した背景としては、子猫を保健所からセンターに引継ぐ際は感染症拡大防止のため、保健所で2週間の経過観察を行った後、センターに搬入する必要があり、その経過観察期間中に保健所で譲渡されるケースが多く見られた。また、センターに搬入後、初回ワクチン接種、不妊・去勢手術、病気の検査、マイクロチップの装着、2回目のワクチン接種後に譲渡開始となるため、譲渡開始まで子猫でも最低約1か月以上の時間がかかる。そのため、譲渡されやすい子猫は保健所で譲渡した方が効率的と判断する保健所も見受けられた。

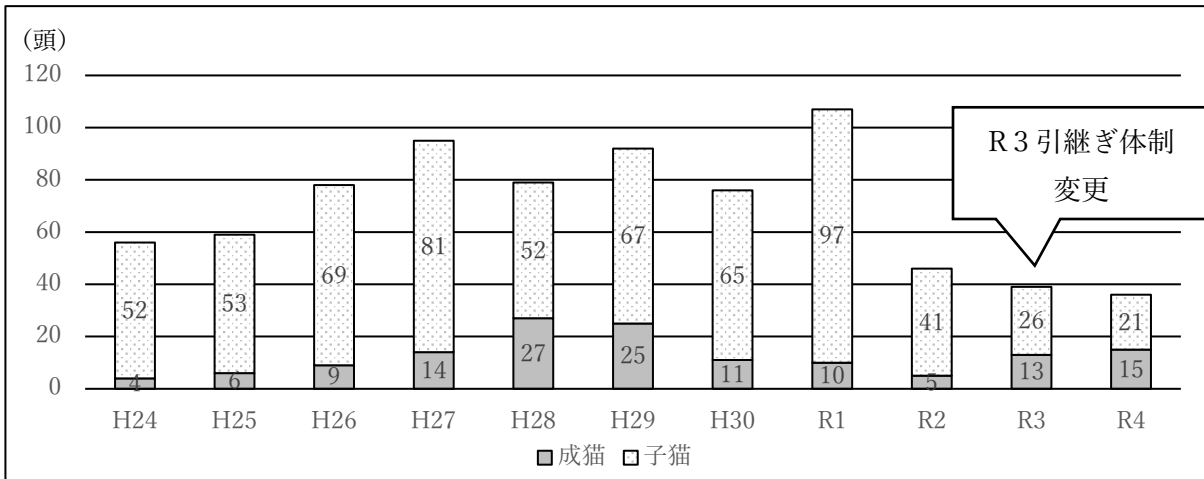


図3 センターにおける猫の引継ぎ頭数の推移

5 センターにおける猫の譲渡の傾向

センターにおける猫の譲渡頭数の推移は図4のとおりである。令和2年度より、保健所からの子猫の引継ぎ頭数が減少したことに伴い、譲渡頭数が減少している。

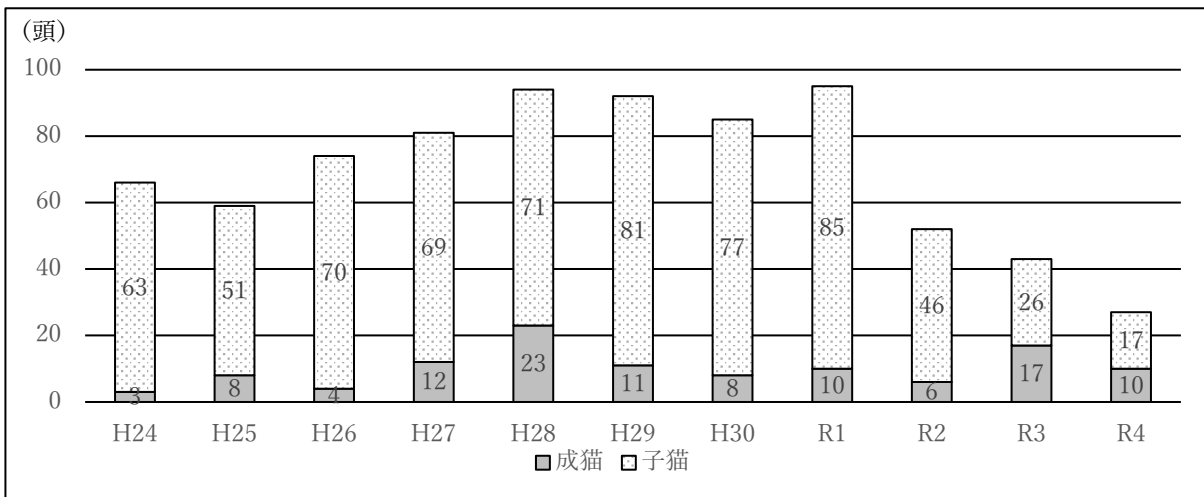


図4 センターにおける猫の譲渡頭数の推移

6 令和4年度に引継ぎした猫のセンターにおける飼養期間

猫の引継ぎ日から譲渡までの飼養期間については図5のとおりである。子猫は3か月以内にほぼ全ての個体が譲渡された。一方、成猫は譲渡されるまでに子猫の約2倍の時間（平均151日）を要した。成猫でも譲渡されやすい個体（若齢で人なれしており、基礎疾患がない個体）は3か月以内、長くとも半年以内には譲渡された。しかし、高齢又は人なれしていない、基礎疾患がある等の個体は半年以上たっても譲渡されず、現在も飼養継続中の個体がほとんどである。センターの設備として、成猫を長期間飼養するための設備が少なく、バックヤードにおいては高さや段差が十分にないケージを使用しなければならない。人なれしている個体については室内で運動をさせられるが、人なれしていない個体については運動が十分にできないため、長期間飼養するためには、動物福祉の観点からも、動物愛護管理法の飼養管理基準に適した「タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の3倍（柵を設け2段以上の構造とする）」以上のケージの設置と運動場の確保等など施設強化が必要である。

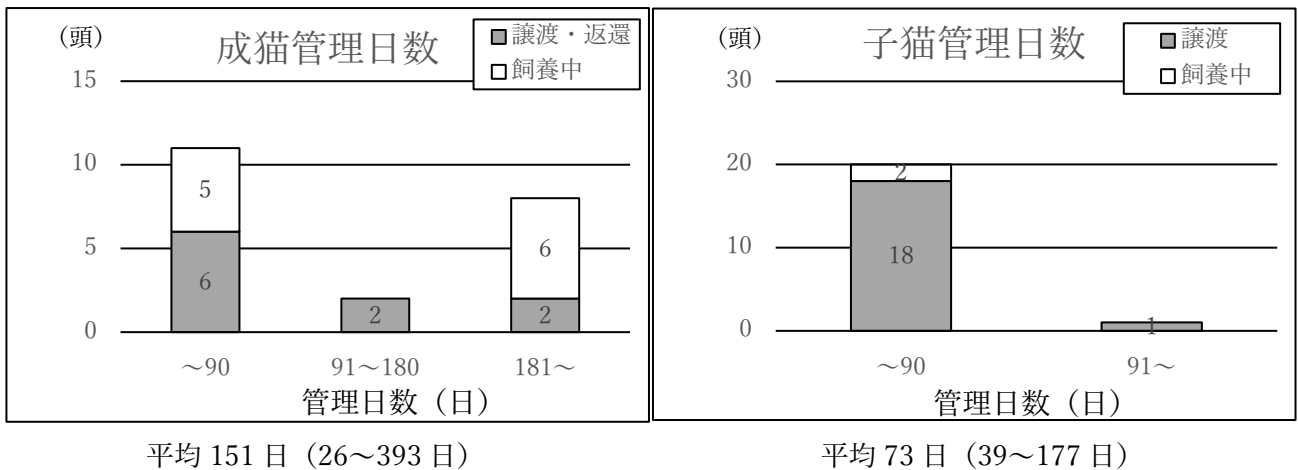


図5 令和4年度に引継ぎした猫のセンターにおける飼養期間

7 センターにおける譲渡の推進について

センターで猫の譲渡をより推進するため、今年度は以下の2つの対策を実施した。

(1) 猫の紹介動画の活用

デジタルサイネージとして、液晶ディスプレイをセンター館内の2か所（普及啓発棟出入口とネコルーム）に設置し、譲渡対象猫の紹介動画映像を施設来館者に向けて放映した。センターのネコルームでは譲渡対象猫を展示飼育できる部屋は5部屋のみであり、成猫の場合、1部屋に1頭しか展示ができない。デジタルサイネージを設置したことにより、バックヤードにいる猫も開館時は常時、動画で猫の様子を紹介できた。

(2) 譲渡会の開催

成猫の譲渡促進のため、センターにおいて2回、「ハローアニマル 猫のミニ譲渡会」を午前の部、午後の部で各10組を予定して開催したところ、結果は表1のとおりであった。譲渡対象猫の多くが成猫で高齢、基礎疾患がある、人になれていない旨を譲渡会開催内容の告知で提示したためか、参加者は予定よりも少なかったが、講習後、猫の飼い方について、よく理解した上で、参加者の4組中3組で成猫2頭、子猫1頭の譲渡が成立した。

今年度はさらに3月18日（日）にも譲渡会の開催を予定しており、センターにおける譲渡会のメリットが伝わるよう周知内容を工夫して参加者を募集している。

表1 「ハローアニマル 猫のミニ譲渡会」開催結果

開催日		参加組数	譲渡組数	譲渡頭数
10月23日（日）	午前の部	2	1	成猫1頭
	午後の部	0	0	0
1月29日（日）	午前の部	1	1	成猫1頭
	午後の部	1	1	子猫1頭

8 課題

今後の課題として、さらなる猫の譲渡推進のため、より効率的な猫の引継ぎ体制の検討や成猫の譲渡の普及啓発、成猫を長期間飼育するための施設強化が挙げられる。